

議 案 第 23 号

松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年8月31日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

駐車場整備地区内の特定用途に附置すべき駐車施設台数を、需給に応じて緩和するため。

松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和58年松戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 特定用途 法第20条第1項後段の特定用途をいう。

第4条の表工の項中「150平方メートル」を「200平方メートル」に改める。

第9条中「当該建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと」を「交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が」に、「200メートル」を「300メートル」に改める。

第11条に次の1項を加える。

2 第8条第3項の規定により特殊の装置を用いる駐車施設の所有者又は管理者は、当該特殊の装置の保守点検を定期的に行わなければならない。

第15条中「前条の刑」を「同条の刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に新築、増築又は用途変更の工事中の建築物における駐車施設については、この条例による改正後の松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。